

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟 運営規程

平成21年4月1日
改正令和6年4月1日

(目的)

第1条 この運営規程は、一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟（以下「老施連」という。）定款第46条に基づき、老施連定款の施行に関する事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 定款第7条第1号に定める「社会福祉法人等」の等は、公立の施設・事業所をさす。また、「老人福祉施設等」の等は、事業所をさす。

(入会申込書)

第3条 定款第8条に定める入会申込書及び定款第11条に定める退会届は、様式1～4のとおりとする。

(会費)

第4条 定款第9条第1項に定める会費及び贊助会費は、別表1のとおりとする。

(施設長等の交代)

第5条 定款第14条に関連し、会員の施設長氏名に変更が生じた場合の債権債務は、前任者のもとの引き継ぐものとする。

2 会員である施設長が交代した場合は、様式3による正会員退会届及び様式1による正会員入会届を提出する。会員の氏名等の変更は、様式5により会員氏名変更届を理事長に提出するものとする。

(総会時期)

第6条 定款第16条に定める定時社員総会は、原則毎年5月と翌年3月に開催するものとする。

(役員の選出)

第7条 定款第24条第2項に定める理事候補の選出基準は、別表2のとおりとする。

2 定款第26条第1項に定める理事の任期については、連続再任回数を以下のとおり設ける。

一般理事 2回 副理事長3回 理事長5回

ただし、理事会においてやむを得ないと判断する場合はこの限りではない。

3 組織運営の偏りをなくするために一法人二役員までとする。

ただし、一法人二役員は、同一部門又は他部門を問わない。また、同一法人二役員が選出できるのは、会員数4名以上の場合とする。

(役員の辞任届)

第8条 定款第27条第3項により役員を辞任する場合の辞任届は、様式6のとおりとする。

(役員の報酬)

第9条 定款第28条第3項に定める常勤役員の報酬は、理事会において決めるものとする。

2 費用の弁償に当たっては、必要経費及び実費支払いとする。

3 顧問、参与の報酬については、定款第28条を準用する。

(施設長会議)

第10条 理事会からの諮問事項、連絡・報告、意見・情報交換の場として、社員である施設長で構成する施設長会議、ブロック別施設長会議を設置する。

2 施設長会議は、必要に応じ理事長が招集し、理事長が議長を務める。

3 ブロック別施設長会議は、理事候補の特養部門ブロック単位に設置し、必要に応じ会議を開催する。なお、職種別施設長会議も、適宜設置することができるものとする。

(慶弔規程)

第11条 会員及び施設職員に関する慶弔については、別に定める。

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成22年3月25日より一部改正する。

この運営規程は、平成23年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、平成25年3月25日より一部改正する。

この運営規程は、第4条会費の改定及び第7条第2項の再任回数制限については平成29年4月1日、その他は平成29年1月16日から一部改正する。

この運営規程は、令和元年5月22日から一部改正する。

この運営規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

この運営規程は、令和4年3月30日から一部改正する。

この運営規程は、令和5年4月1日から一部改正する。

この運営規程は、令和6年4月1日から一部改正する。

別表1

会費及び賛助会費

運営規程第4条による会費及び賛助会費は、以下のとおりとする。

一 会費

- 1 会費の年会費とし、その積算額は、均等割りと定員割により算出する。
- 2 会費には、県・市社協、神戸市介護サービス協会会費を含むものとする。
- 3 年度途中入会については、基準会費を月割りし、年度末までの残余月数を乗じた額を入会年度の会費とする。
- 4 併設施設で、単独加盟する場合は、会員の均等割りを負担する。

(1) 均等割り

養護・軽費・ケアハウス	36,000円
特 養	45,000円
小規模特養（サテライト型を除く）	36,000円
ショート	22,000円
デイ	13,000円

(2) 定員割り

特養（小規模特養含む）	一人当たり	1,660円
養護・軽費・ケアハウス	一人当たり	1,530円
ショート	一人当たり	1,020円
デイ	一人当たり	640円

ただし、養護のショート及び特養の空床利用ショートは除く。

二 賛助会員の会費

- 1 賛助会員の会費は、年額12,000円とする。
- 2 年度途中の入会は、会費の場合と同様とする。

別表2

理事候補の選出基準

運営規程第7条第1項による理事候補の選出基準は、以下のとおりとする。

- 1 理事候補の選出定数は、サービス種別、ブロック別5施設に1名とする。（ただし、当面特養部門以外は、端数の二捨三入とする。）
- 2 単独ショートで20床以上及び小規模特養は特養部門に入れる。
- 3 理事候補（理事長候補、副理事長候補を含む）の選出にあたっては、別紙の老施連役員立候補届を事務局に提出しなければならない。
- 4 理事長候補、副理事長候補の推薦は、新理事候補が出そろった段階の新理事候補による仮の理事会で行う。その際、理事長候補は、副理事長候補を推薦することができる。
- 5 新理事候補による理事長候補及び副理事長候補の選出において、落選となったものが理事の再任回数を越える場合は、補充の理事候補を当該サービス部門、ブロック別で選出を行う。

サービス部門、ブロック別	理事選出定数
※ 養護部門	2名
※ ケアハウス部門	3名
※ 特養部門	
東灘区ブロック	2名
灘、中央区ブロック	3名
北区ブロック	2名
兵庫、長田区ブロック	3名
須磨区ブロック	1名
垂水区ブロック	3名
西区ブロック	3名
※ デイ部門	1名